

＜対策のポイント＞

改正農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

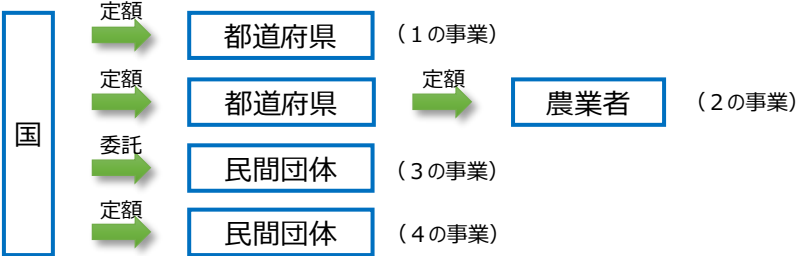
＜事業目標＞

- 法人経営体数の増加（5万法人〔令和5年度まで〕）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 農業経営・就農サポート推進事業
都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、データベースを活用した就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
- 2. 農業経営高度化支援事業
経営相談等を行い雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額25万円）を支援します。
- 3. 経営発展・就農促進委託事業
農業経営の発展や新規就農の促進に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行います。
- 4. 優良経営体表彰等事業
全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

